

令和6年3月7日  
政策経営部情報システム課

## 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二が削られたことに伴い、引用する規定を改める。(第4条関係)
- (2) その他規定を整備する。

### 3 新旧対照表

2、3ページのとおり

### 4 施行期日

規則で定める日

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削る)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(7) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p>
<p>第3条 (略)</p> <p>(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表中欄に掲げる事務及び区の執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表中欄に掲げる事務及び区の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける<u>ことができる</u>場合は、この限りでない。</p>

3 区の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 (略)

第5条・第6条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

3 区の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

第5条・第6条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。